国民健康保険料

7月から精算額で

病気になればお医者さんへ――ごくあたりまえのことですが、安心してお医者さんにかかれるのも健康保険制度があればこそ。国保をはじめとした各種の健康保険制度は、いわば〝縁の下の力持ち〟といったところですが、このほど国保の保険料の正式な料率が決まりました。

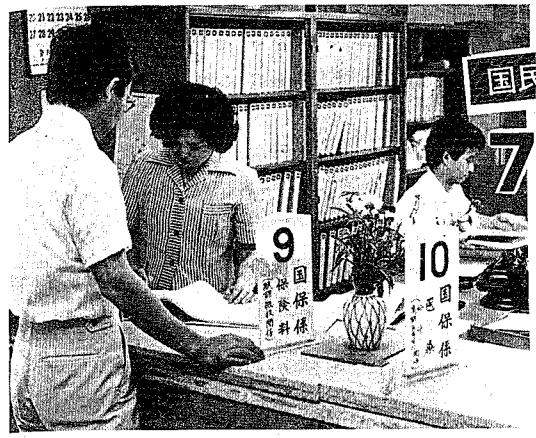

国保は健康の支え。わからないところがあったら保健課⑩番窓口へ

六月までは暫定保険料

今年度の正式な国保料が決定しました。これを国保料の「精算賦課」といっています。

国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」として決めています。このため、前年分の所得などが確定するまでの間、前年度の保険料の十二分の一の額を月額としています。

「精算賦課」による保険料は、六月に確定する前年の所得をもとに、七月に料率を定め、四月から六月までの三か月の暫定保険料を調整し、月額を決定するものです。

七月分からは、確定した保険料の納付書がみなさんのお手元に届けられます。

国民健康保険55年度料率

区分	料率	
所得割	所得金額100円について	6円32銭
資産割	固定資産税額100円について	24円89銭
均等割	被保険者1人について	7,040円
平等割	1世帯について	9,980円

（ただし、譲渡所得にかかる特別控除は適用されません）

賦課最高限度額は24万円

今年度の保険料を決める料率は、左上の表のとおりです。これらの四つの合計が今年度の保険料の年額であり、この十二分の一の額が月額ですが、納入通知書には「暫定保険料」を調整してあります。

保険料は世帯主に一括賦課されますが、賦課額の算定にあたっては、世帯主の所得や資産、および被保険者である世帯員の所得資産についても賦課対象となっています。しかし世帯主が被保険者でない場合は、世帯主の分は賦課されません。

また一世帯当たりの賦課最高額は、二十二万円から二十四万円に引き上げられました。

料率については、納入通知書にそれぞれ計算式が載っていますが、もし不明なことがありましたら、保健課（☎四―二一一一内線二二四）へお問い合わせください。

保険料の割引き

前年中の所得が22万円以下の世帯
（6割引き）
▶被保険者1人につき…3,588円
▶世帯当たり……5,289円

前年中の所得が世帯主22万円と、世帯員1人につき17万円ずつ控除していくと所得がなくなる世帯
（4割引き）
▶被保険者1人につき…2,392円
▶世帯当たり……3,526円

保険料の割引き制度も

所得の低い世帯には、保険料が割引きされます。割引きの額および条件は、右の表のとおりです。

この割引きは、市役所の税務課または保健課へ所得の申告がないと対象になりません。保健課でも所得紹介をいたしますので、その際は必ず申告してください。

なお不慮の事故や水害のような災害などで保険料の納入が困難なときは、保険料の一部または全部の納入猶予、減免などの制度があります。保健課へご相談ください。

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技

小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ
週1回くらいが最適　水・金夜7時～9時まで　日曜日 午後2時～4時まで

八光流柔術健康道場
新津市結（バス停前）道場　古峰院　☎4－0470
白宅連絡所　食堂　善乃屋　☎2－1058
五泉道場　緑町（伊市原工場内）☎（0250）2－0336

上手な受診で医療費節約を

私たちは、いつ病気やケガにおそわれるかわかりません。もしそんな時、お金がなかったらどうなるでしょうか。病気の苦しさばかりか、経済的苦しみをも二重に背負ってしまうことになります。そのようなことを防ぐためにあるのが「国民健康保険制度」です。それぞれの収入に応じて保険料を出し合い、いざという時にそなえているわけです。

ですから、この制度がスムーズに運営され、健康な生活を守っていくためには、加入者のみなさんの協力が不可欠です。一つは、大切な財源である保険料を納期までに納めていただくこと。そしてもう一つは、上手にお医者さんにかかって、医療費をなるべく節約していただくことです。

新聞やテレビで報道されているように、ここ数年、医療費の増加は著しいものがあります。これに老人医療費の無料化や医療費の値上がりの影響もあって、国保は苦しい財政運営を強いられています。このまま医療費がうなぎのぼりに増え続けると、せっかくの相互扶助を目的にしたこの制度も崩壊しかねません。

医療費の増加は保険料の値上げにつながり、結局、みなさんの負担がさらに増えることを意味しています。ですからこの負担を少しでも少なくするために、一人ひとりがお医者さんを信頼し、不必要な薬をねだったりしてムダな医療費を使わないよう、お互いに気をつけましょう。

国民健康保険料、保険給付等の占める割合は、図のとおりです。

収入

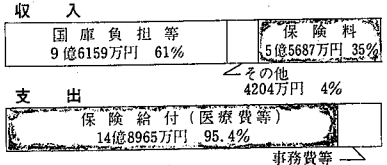

支出

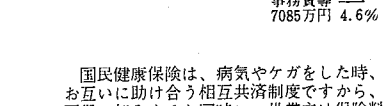

国民健康保険は、病気やケガをした時、お互いに助け合う相互共済制度ですから、国保に加入すると同時に、世帯主は保険料を支払う義務が生ずることになります。そして皆さんが病気やケガをした時の医療費は、皆さんが負担される保険料と、国などの負担分とでまかなわれています。

お医者さんを信頼しよう！

国保で受けられる各種給付

国民健康保険で受けられる保険給付には、さまざまなものがあります。病気やケガをした時の治療・入院、薬剤などの医療費を始め、次のような給付が受けられます。

療養の給付

病気やケガをした時、国保で扱う病院・診療所での治療は、医療費の三割は自己負担となり、残りの七割は国保で負担します。

療養費

やむをえず保険証なしで治療を受けた時や、入院など看護の必要を医師が認めた場合などの費用のうち、申請により認められたものについては、あとで国保から支払われます。

高額療養費

同じ人が同じ月内に同じ医療機関（入院・外来の別）にかかり、自己負担分が三万九千円を超えた場合、その超えた額については、二か月後（新大病院の場合は三か月後）に払い戻されます。

任意給付

▼助産費…被保険者が出産した時、その世帯主に対して八万円支給します。

▼育児手当…被保険者が出産した時、育児手当金として五千円支給します。

▼葬祭費…被保険者が亡くなった時、その葬祭を行った方に三万円支給します。

交通事故などのときは…

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）によってケガをした場合の治療費は、原則として加害者である第三者が負担することになっています。しかし「第三者行為による被害届」の手続きをすれば、とりあえず国保で治療が受けられます。このような場合は保健課の窓口⑩へお問い合わせください。

お買物、ご用命は市内で

世界超一流の真珠からとれる
化粧品と不老長寿の真珠末
社員募集！1日6時間　月8万円　保険あり
ミキモト化粧品新津営業所
本町三（商工会議所横）電話4－2157

創業53周年（全支店120店舗）
低金利融資　お気軽に御来店下さい
㈱ 毛利金融新津支店
新津市山谷町1丁目14番15号　グリーンハイツ斎藤内
☎4－4501